㊨

高松市告示第５９３号

予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第５条第１項の規定により、令和８年度において、次のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第５条の規定により、公告します。

令和８年１１月２日

高松市長　大　西　　秀　人

１　予防接種の種類及び対象者

（１）　ジフテリア及び破傷風の予防接種（二種混合）

第２期　１１歳以上１３歳未満の者

（２）　日本脳炎の予防接種

第２期　９歳以上１３歳未満の者

特例　　平成１８年４月２日から平成１９年４月１日までの間に生まれた者で、２０歳未満の者

（３）　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん）

１２歳となる日の属する年度の初日から１６歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

２　予防接種を行う実施場所、期間

医療機関名	所在地	電話番号	期間
かわひと醫院	高松市仏生山町甲２６６０番地６	883-0280	令和８年９月１日から令和９年３月３１日まで

３　接種料金

全額公費負担

４　接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

（１）　当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防

㊞

接種を行う必要がないと認められる者

（２） 明らかな発熱を呈している者

（３） 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（４） 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

（５） その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者